

令和5年度 部活動規約

1. 位置づけ

生徒の自主的な集団による実践活動であり、生徒会の組織に属する。文化、体育の部を設け、運営面では文化、体育両委員会と関連をもち顧問会の指導を受ける。

2. 入部について

- (1) 入部は1人1部に限る。
- (2) 入部は生徒の自由意思にもとづき、保護者の承認と担任の先生の許可を得た上で、顧問の先生の承認を得なければならない。

3. 運営について

部活動の運営を円滑にするために、次の会合を開くことができる。

(1) キャプテン会議

- ① 文化、体育両委員会長が招集し、予算、使用場所・活動等の審議をする。
- ② 部活動顧問長が招集し、部活動の指導についての協議をする。

4. 活動日・活動時間・場所

[平日]

(1) 活動時間について

	通年
活動終了	16:45
完全下校	17:00

(2) ただし、特別な場合は別途定める。

[定期考查・週間前]

(1) 学校長の承認がある場合を除き、全部活動を停止する。

長期の休日については別に定める。

各部の練習日程は別に定める。

[下校]

完全下校の時刻を厳守し、下校指示に従って速やかに帰宅すること。

違反した部は、必要期間、活動を停止させることある。

5. 練習場所

- (1) 各部の練習場所は部活動顧問会で決定する。
- (2) 更衣場所は各部活動の指定の場所で、行うこと。
- (3) 雨天等のためグラウンドが使用できない場合は、教室でのミーティングをする程度にとどめる。
- (4) 練習後は清掃、整頓、戸締り、消灯等の後片付けを確実にすること。

6. その他

この規約に違反した部は、部活動顧問会で協議し、必要期間活動を停止させる。